



Chiba Prefectural Government

令和5年2月28日 商工労働部経営支援課 043-223-3495

飲食店の認証基準等の改正及び確認店制度の終了について

県では、感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、認証の基準等を定め、千葉県飲食店感染防止対策事業(認証店・確認店)を行っているところです。

本年2月10日、国の基本的対処方針の一部変更において、マスクの着用が3月13日から個人の判断に委ねることを基本とされたこと等を踏まえ、認証制度の基本となる国の基準(案)についても見直されたことから、本県の飲食店における感染防止対策の認証基準等を改正しましたのでお知らせします。

また、国は、特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づける方針を決定しました。位置づけが変更された以降は、基本的対処方針が廃止されることから、同方針に基づく第三者認証制度である本県の確認店の制度を、令和5年5月7日をもって終了しますので、併せてお知らせします。

1 飲食店の感染防止対策に係る認証基準等の改正

(1) 改正する基準等

- ・ 千葉県飲食店感染防止対策認証事業に係る認証の基準(「認証店」の認証基準)
- ・ 千葉県飲食店感染防止基本対策確認項目(「確認店」の確認項目)

(2) 主な改正内容

- 飲食時以外のマスク着用の周知について削除
- ・ 従業員のマスク着用について削除

(3)適用日

令和5年3月13日(月)

2 確認店制度の終了

(1)背景

令和5年1月27日付け国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされました。

位置づけが変更された以降は、国の基本的対処方針が廃止となることから、 同方針に基づく第三者認証制度である本県の確認店の制度を終了します。

(2)終了日

令和5年5月7日(日)

(参 考)

1 飲食店の感染防止対策に関するこれまでの経過

令和3年 5月27日 千葉県飲食店感染防止対策認証モデル事業 開始 (千葉市内)

7月26日 千葉県飲食店感染防止対策認証事業 開始(全県)

10月 1日 千葉県飲食店感染防止基本対策確認店 開始

令和4年 7月11日 千葉県飲食店感染防止対策認証事業に係る基準改正

12月23日 千葉県飲食店感染防止対策認証事業に係る基準改正 千葉県飲食店感染防止基本対策確認店に係る確認 項目改正

令和5年 1月23日 認証店の3月31日での終了を公表

2 認証店及び確認店について

認証店 …… 千葉県独自の厳しい認証基準を満たした飲食店。令和3年7月 から千葉県飲食店感染防止対策認証事業を実施。令和5年2月 27日時点で148店舗。令和5年3月31日で終了。

確認店 …… 基本的な感染防止対策が取られていることが確認できた 飲食店。令和3年10月から、確認項目を満たした店舗の ステッカー掲示及び県ホームページでの店舗一覧の掲載を実施。 令和5年2月16日時点で約29,600店舗。

千葉県飲食店感染防止対策認証事業に係る認証の基準 新旧対照表

番号	新		旧(R4. 12. 23改正)
	千葉県飲食店感染防止対策認証事業に係る認証の基準		千葉県飲食店感染防止対策認証事業に係る認証の基準
	1 来店者の感染症予防	1	来店者の感染症予防
ľ	(1)入店・注文・支払い	(1)入店・注文・支払い
1	□ (略)		(略)
2	□発熱 (例えば平熱より1度以上) や軽度であっても風邪症状 (せきやの		発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状 (せきや
	どの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示す		のどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者 <u>又は、正当な理由なく</u>
	る。		マスク着用をしない者は入場しないよう表示する。
3	□定期的な手洗い・手指消毒を要請する。		飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消
			毒を要請する。
			※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差
			別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。
4	□(略)		(略)
	(2)食事・店内利用	(2)食事・店内利用
5	□(略)		(略)
	2 従業員の感染症予防	2	従業員の感染症予防
6	□大声を出さないことを徹底する。		大声を出さないこと <u>や適切なマスクの正しい着用</u> を徹底する。
			※マスク着用の考え方については、厚生労働省HP「マスクの着用につ
			いて」を参照。
7	□(略)		(略)
	3 施設・設備の衛生管理の徹底	3	施設・設備の衛生管理の徹底
8	□ (略)		(略)
	4 感染者発生に備えた対処方針	4	感染者発生に備えた対処方針
9	□ (略)		(略)
Ī	5 選択項目	5	選択項目
	 以下の <mark>3</mark> 項目のうち <mark>2</mark> 項目以上取り組むこと。	以下	の <mark>4</mark> 項目のうち <mark>3</mark> 項目以上取り組むこと。
10	(削除)		ー 飲食時以外のマスク着用を入店時に必ず、従業員が来店者に要請する
			こと。
			※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差
			別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。
11	□従業員に対する業務開始前の検温、体調チェック、手指消毒等について、		従業員に対する業務開始前の検温、体調チェック、 <mark>業務中のマスク着用</mark> 、
	チェックリストを作成し、適切に管理する。	3	手指消毒等について、チェックリストを作成し、適切に管理する。
12	□ (略)		(略)
	6 その他	6	その他
13	□ (略)		(略)

千葉県飲食店感染防止基本対策確認項目 新旧対照表

番号	新	旧(R4. 12. 23改正)
	千葉県飲食店感染防止基本対策確認項目	千葉県飲食店感染防止基本対策確認項目
	1 パーティション等の設置(又は座席の間隔の確保)	1 パーティション等の設置(又は座席の間隔の確保)
1	□ (略)	□ (略)
	2 手指消毒の徹底	2 手指消毒の徹底
2	□ (略)	□ (略)
	(削除)	3 食事中以外のマスク着用の推奨
3	(削除)	□食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声がけなどで
		促していること(不織布マスクを推奨)。(※3)
		※3 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑
		み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じ
		<u>る。</u>
	3 換気の徹底	4 換気の徹底
4	□ (略)	□ (略)
	4 業種別ガイドラインの遵守等	5 業種別ガイドラインの遵守等
5	□ (略)	□ (略)
6	□従業員の手洗いの実施等を徹底すること。	□従業員の <mark>マスク着用、</mark> 手洗いの実施等を徹底すること。
7	□入店者等に対して、発熱等症状のある者の入店制限、手指消毒などの周	□入店者等に対して、発熱等症状のある者の入店制限、手指消毒 <mark>やマスク</mark>
	知を行うこと。	<mark>着用</mark> などの周知を行うこと。
8	□ (略)	□ (略)
9	□ごみを回収・廃棄する際は、衛生管理を徹底すること。	□ごみを回収・廃棄する際は、 <mark>マスクを着用するなど、</mark> 衛生管理を徹底す
		ること。
10	□ (略)	□ (略)